

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

雇用管理関連情報とぴっくす

第198回国会に提出された議案のうち、企業の雇用管理に特に関連があると思われる法案の経過、その内容(抜粋)についてお知らせします。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(5月10日成立、2019年10月1日施行)

○子育てのための施設等利用給付の創設

保護者の経済的負担の軽減策として、子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等で市町村の確認を受けた対象施設等を利用した際に要する費用を支給する。0~2歳及び3~5歳までの子供であって市町村の認定を受けた者が対象。

大学等における修学の支援に関する法律(5月10日成立、2020年4月1日施行)

○低所得者世帯を対象に大学など高等教育費用の無償化

- ①授業料等減免制度の創設 (年間上限 国公立大:54万円 私立大:70万円)。
- ②給付型奨学金の支給の拡充(年間上限 国公立大:自宅生35万円、自宅外生80万円
私立大:自宅生46万円、自宅外生91万円)。

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(5月15日成立、関連8法)

- 被用者保険の被扶養者等の要件について、原則として国内居住していること等の要件を追加(一部例外あり)。(2020年4月1日施行)
- オンライン資格確認の導入(資格喪失後の無資格受診の防止)
(公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案

(4月25日衆議院可決、参議院で審議中)

- 女性活躍推進
一般事業主行動計画の策定義務を、常用労働者301人以上から101人以上事業主へ拡大。
- ハラスメント対策の強化
パワーハラスメント防止対策の法制化(パワハラ防止のための雇用管理上の措置義務の新設)
セクハラ等防止対策の強化(セクハラ等の相談をしたこと等を理由とする不利益取扱い禁止)

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

(5月16日衆議院可決、参議院で審議中)

- 障害者の活躍の場の拡大に関する措置
民間の事業主に対する措置として
- ①短時間であれば就労可能な障害者等を、特定短時間労働者(週所定労働時間10時間以上20時間未満)として雇用する事業主に対して支給する特例給付金の新設。
- ②障害者雇用の取組が優良な中小事業主(常用労働者300人以下)の認定制度の新設。

上記は、いずれも2019年5月23日現在での情報となります。

■第198回国会に審議された議案の経過及び本文情報の照会はこちら。

衆議院 議案 で検索。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/menu.htm